

月例研究会（2014年9月24日）

## 出産・育児期のワーク・ライフ・バランスと所得保障

畠中 亨

### 1 課題設定

ワーク・ライフ・バランスの改善、女性の結婚、出産後の就業継続向上といった観点から、男性の育児休業取得が推奨されている。育児休業取得率を上げることを目的とするならば、職場環境の問題だけでなく休業中の所得保障制度である雇用保険制度の問題点も射程に入れるべきである。本報告では、雇用保険制度における育児休業給付（雇用継続給付）の受給状況と、その前提となる育児休業の取得状況について、既存の統計データの不足分を推計で補い分析した。

### 2 育児休業取得率に関する問題

厚生労働省『雇用均等基本調査』によると、女性の育児休業取得率は2013年で83.0%と高い水準にある。しかし、『雇用均等基本調査』は企業および事業所を対象に、そこに雇用される従業員について質問をする形式の調査であるので、出産を機に離職した者は含まれていない。男性については、短期間の育児休業取得が大部分を占め、労働局から男性従業員の育児休業取得率アップを要請された企業が、出産の立ち合いなど数日程度の「お試し期間」のような育児休業を取得させるケースが多くを占めているものと思われる。

### 3 育児休業と育児休業給付の統計による把握

就業構造基本調査は2012年調査から育児休業取得に関する調査項目が加えられた。雇用労

働者数と育児休業取得者数に関しては就業構造基本調査で把握可能である。就業構造基本調査の育児休業取得者数に雇用均等基本調査の育児休業取得率の逆数を掛けて、出産後に雇用を継続した者（出産後雇用継続者）の数を推計することができる。また、就業構造基本調査で調査1年前から3年前までの間に出産育児を理由に離職した者を出産離職者とした。雇用保険加入者数、育児休業給付受給者数に関しては、厚生労働省『雇用保険事業年報』で実数が把握可能である。

### 4 推計結果

出産者（出産後雇用継続者と出産離職者の合計）のうち、育児休業取得者の割合（純育児休業取得率）は、女性全体で50.3%、非正規雇用者では28.9%であった。特に非正規雇用者の結果は雇用均等調査の育児休業取得率から大きく低下しており、出産離職者が非正規雇用の女性に多く存在していることがわかる。また、育児休業取得者のうち育児休業給付受給者の割合は女性で37.0%、男性で2.0%であった。したがって男性の出産者（配偶者が出産した者）のうち育児休業給付の取得率は0.04%となる（育児休業取得率2%の中の2%）。

### 5 育児休業給付によるワーク・ライフ・バランスと生活保障機能

労働政策審議会職業安定分科会雇用保険部会の資料によると、2012年度の育児休業給付の平均受給月額額は男性で約14.2万円、女性で11.2万円である。この水準は賃金センサスによる平均現金給与額の男性37.4万円、女性27.0万円のそれぞれ40%程度に過ぎない。2012年度の育児休業給付の支給率は50%であったので、受給者は給与額が低い層に偏っているものと考えられる。

（はたなか・とおる 法政大学大原社会問題研究所兼任研究員）